

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………
……………(都市整備局市街地整備部再開発課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 東京港港湾隣接地域の指定解除……………
……………(港湾局港湾経営部経営課)…
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………(環境局総務部環境政策課)…

告示

●東京都告示第六百六十三号
都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき日本橋一丁目中地区市街地再開発組合の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和八年五月十三日

東京都知事 小池百合子

一 組合の名称

日本橋一丁目中地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

平成三十年十二月十四日から令和九年三月三十一日まで

で

三 施行地区

中央区日本橋一丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

中央区日本橋本町一丁目四番三号

平成三十年十二月十四日

五 事業計画の変更の認可の年月日

令和八年五月十三日

●東京都告示第六百六十四号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

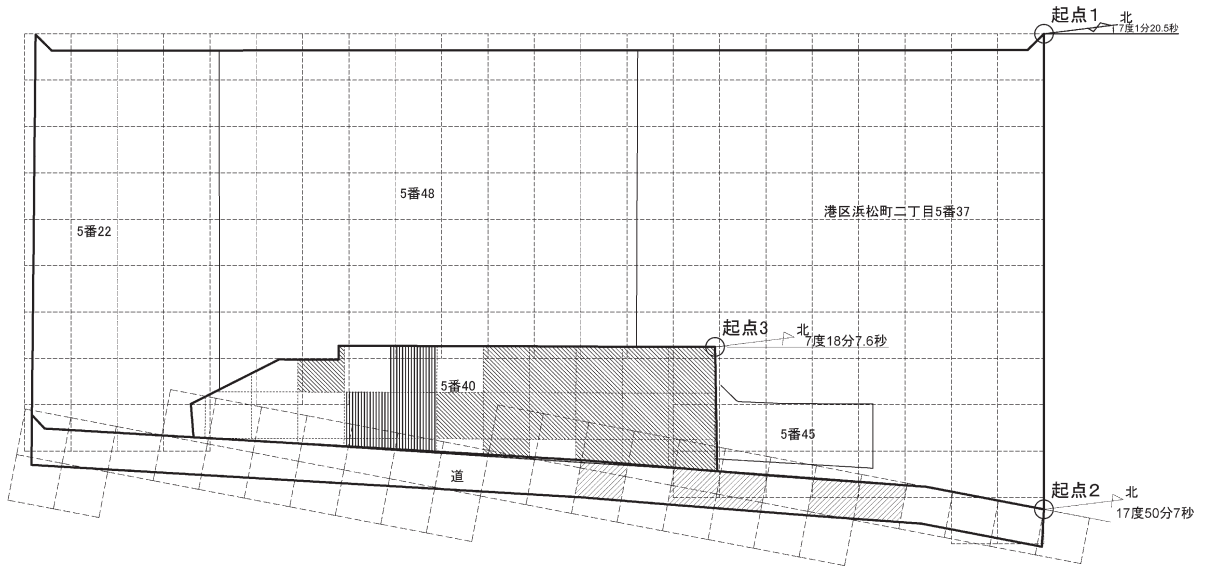
令和八年五月十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区浜松町二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物

別図



- 【凡例】**
- : 調査対象地
 - : 筆界
 - : 単位区画(起点1の格子)
 - : 単位区画(起点2の格子)
 - : 単位区画(起点3の格子)
 - ▨: 形質変更時要届出区域
(平成29年東京都告示第997号により指定した区域)
 - ▨: 形質変更時要届出区域
(令和5年東京都告示第847号により指定した区域)

【起点1】
 起点は、港区浜松町二丁目5番37の最北端とする。

【起点2】
 起点の位置は、X=-38114.410、Y=-6899.033とする。
 起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。
 (座標値は、座標系測地成果2000)

【起点3】
 起点の位置は、X=-38187.216、Y=-6942.460とする。
 起点の座標は、測量法(昭和24年法律第188号)の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。
 (座標値は、座標系測地成果2000)

【起点1 格子の回転角度(7度1分20.5秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点2 格子の回転角度(17度50分7秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【起点3 格子の回転角度(7度18分7.6秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百六十五号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十七条第一項の規定に基づき、東京港湾隣接地域を次のように指定解除したので、同法第三十七条の二第三項の規定により告示する。

なお、関係図書は、東京都港湾局港湾経営部に備え置いて縦覧に供する。

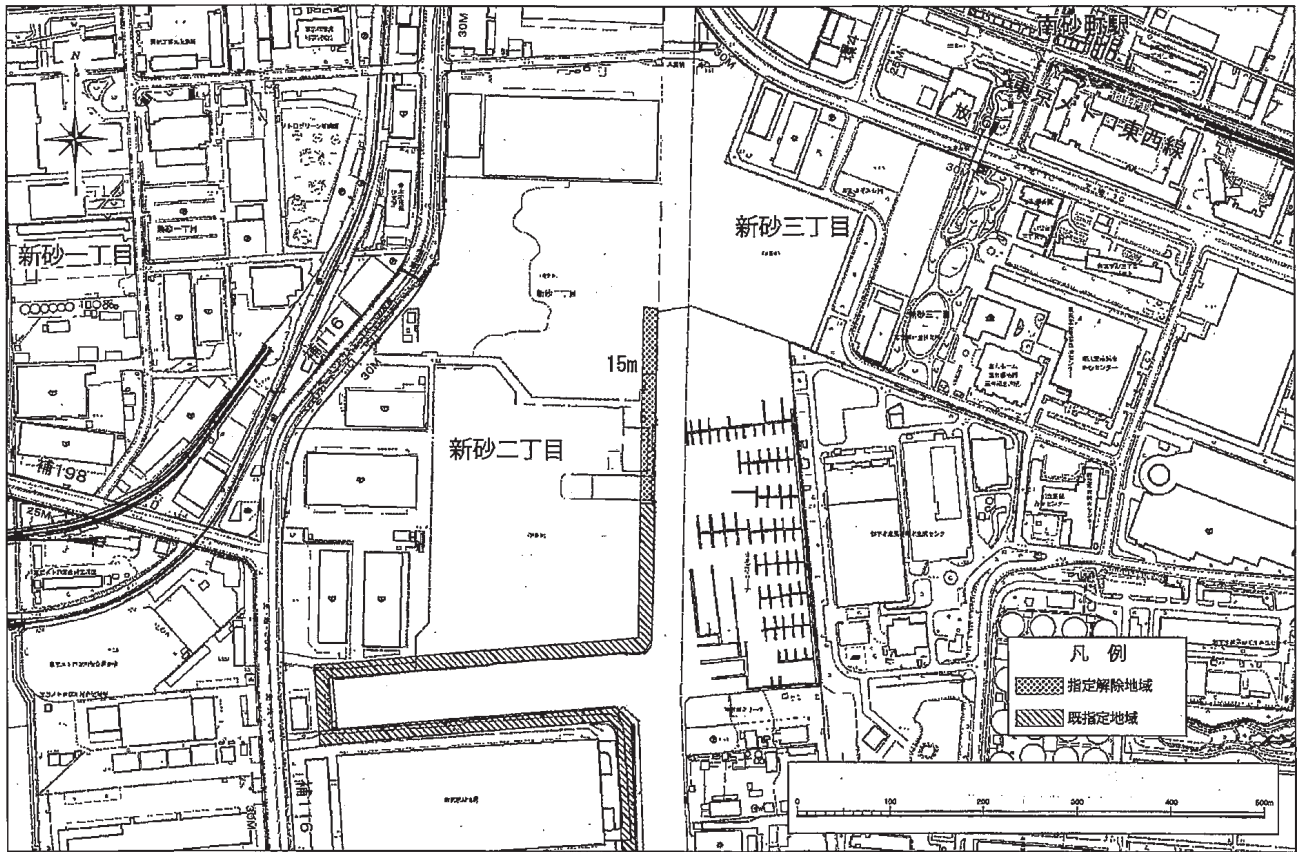
令和八年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

基点一から基点四までを順次直線で結んだ線及び基点四と基点一とを直線で結んだ線により囲まれた江東区新砂二丁目の陸域

- 基点一 三等三角点三番台場(北緯三十五度三十八分二秒、東経百三十九度四十六分二十三秒)から五十六度三十四分五十八秒五千九百九十九・六メートルの地点
- 基点二 基点一から二百七十一度〇分五十八秒十五・〇メートルの地点
- 基点三 基点二から一度一分一秒二百八・七メートルの地点
- 基点四 基点三から九十二度〇分三十四秒十五・〇メートルの地点

東京港港湾隣接地域の指定解除



公 告

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

令和八年五月十三日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時

令和八年六月十二日（金曜日）午後二時三十分開始

二 場所

文京区民センター

文京区本郷四丁目十五番十四号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を令和八年五月二十七日（水曜日）までに公述申出先へ持参、郵送又は申出フォーム（電子申請サービス）により提出すること。

- (一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号
- (二) 対象事業の名称

(三) 公述しようとする意見の要旨(八百字以内)
四 公述申出先

(一) 持参又は郵送

東京都環境局総務部環境政策課環境アクセスメント担当
郵便番号一六三ー八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十九階

(二) 電子申請サービス

入力先は、東京都環境局ホームページに掲載する。
ホームページアドレス
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/assessment/reading_guide/

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には、抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後二時から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アクセスメント担当
電話番号〇三(五三八八)三四四一(直通)

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三三八一)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

